

平成 21 年 3 月 31 日現在

研究種目：特定領域研究(2)

研究期間：2003～2008

課題番号：15084203

研究課題名（和文）市民の法使用と社会階層 階層間格差の実態と課題に関する研究

研究課題名（英文）Citizens' Access to Legal Advice and Social Stratification in Contemporary Japan

研究代表者

佐藤 岩夫 (SATO Iwao)

東京大学・社会科学研究所・教授

研究者番号:80154037

研究成果の概要：本研究は、現在の日本における法的サービス獲得機会の分布とそれが市民の法使用行動に及ぼす影響を実証的に解明することを目的とする。調査結果からは、欧米の先行研究の知見とは異なり、教育歴や収入、職業といった社会階層的要因が市民の法使用行動に及ぼす直接的影響は、全般的には確認されなかった。他方、相談機関と当事者との地理的・空間的近接性が市民の法使用行動に重要な影響を及ぼしていることが確認された。これらの知見は、現在進行中の総合法律支援制度の整備にとっての重要な政策的含意と新たな研究課題を示唆する。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2003 年度	2,100,000	0	2,100,000
2004 年度	3,000,000	0	3,000,000
2005 年度	2,700,000	0	2,700,000
2006 年度	1,800,000	0	1,800,000
2007 年度	1,600,000	0	1,600,000
2008 年度	1,300,000	0	1,300,000
総計	12,500,000	0	12,500,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法使用 法律相談 総合法律支援 社会階層 ネットワーク 社会的排除

1. 研究開始当初の背景

法使用行動とは、市民が法的機構を利用して法的サービスを獲得する行動であるが、この法的サービス獲得の機会は当然にすべての市民に対して平等に開かれているとはかぎらない。たとえば、諸外国の研究では、法的サービス獲得の機会は、職業・学歴・所得・性別等によって構造化される社会階層ごとに異なる形で分布していることが経験的・実証的に明らかにされてきた（たとえば、イングランドに関する Hazel Genn, *Paths to*

Justice, 1999, オランダに関する Ben C. J. van Velthoven and Marijke ter Voert, *Paths to Justice in the Netherlands*, 2004 ほか）。しかし、日本については、このような法的サービス獲得機会の階層間格差の実態については、これまで、若干の断片的・小規模の調査があるにとどまり、その全体像を示す信頼できるデータは存在しない状況にあった。

他方、今次の司法制度改革は、「国民のための司法」の実現を主要な目的に掲げている。その一環として、2004 年には、「あまねく全

国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することをめざした総合法律支援法が制定され、同法に基づき、さまざまな施策が講じられようとしている。本来、それらの施策が適切かつ実効的に行われるためには、日本における法的サービス獲得機会の現実の状況を踏まえることが不可欠の前提条件となるが、しかし、上述の通り、その期待に添えるデータは従来の日本には乏しかった。

本研究が開始した当時、日本社会における法的サービス獲得機会の分布とそれが市民の法使用行動に及ぼす影響に関する全国規模のデータを信頼できる科学的方法に基づきで収集し、それに社会科学的分析を加える研究は、学術的にも、また政策的にも、喫緊の課題であったといえる。

2. 研究の目的

このような背景の下で企画・実施された本研究は、現在の日本社会における法的サービス獲得機会の分布とそれが市民の法使用行動に及ぼす影響を実証的に解明しようとする研究である。具体的には、

- 法的サービス獲得機会が市民の間でどのように分布しているのか、
- 明白に法的サービス獲得機会が狭められている階層はないか、
- 地理的・空間的な状況はどうか、
- そしてそのような階層あるいは地理的要因が市民の法使用行動にどのような影響を及ぼしているか、

という一連の問題を、紛争・トラブルの性格の違いや法的サービス提供機関の種別なども顧慮しつつ、全国規模の経験科学的調査によって明らかにし、それを通じて、日本社会における法的サービス獲得機会の分布および市民の法使用行動の現実を正確に理解するとともに、そこに伏在する政策的課題を析出し、将来の制度設計に役立つ知見を獲得ことを目的としている。

3. 研究の方法

(1) 調査の実施

上記の研究目的を遂行するため、本研究は、以下に掲げる一連の調査を行った。なお、本研究は、本特定領域研究内では、法使用行動調査を行うBグループに属することから、以下の調査は、同グループに属する各計画研究班と共同し、それとの緊密な連携のもとに行われた(Bグループ全体の調査の基本方針および調査設計の詳細は、櫻村志郎編『法使用行動調査基本集計書』特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」法使用行動調査グループ発行、2008年を参照)。

「暮らしと法律相談についての全国調査」(以下、全国調査): 全国 600 地点 11,000

人の 20 歳以上 70 歳以下の住民を対象に、過去 5 年間のトラブル経験およびそれに関する相談行動・解決行動の詳細を尋ねる質問紙調査。調査時期は 2006 年 3 月～5 月、調査方法は面接調査法(調査実施は専門の調査会社に委託)。回収票は 5,330 通、回収率 48.5%。

「暮らしと法律相談についての釜石調査」(以下、釜石調査): 上記の全国調査の知見を補充するため、地域レベルの助言探索行動を描き出すことを目的に、岩手県釜石市の 20 歳以上 70 歳以下の住民 1,000 人を対象に実施。調査時期は 2006 年 8 月から 10 月。全国調査と同じく、面接調査法により、ほぼ同一の調査票を用いて実施。回収票は 706 通、回収率 70.6%。

当事者インタビュー調査: 全国調査および釜石調査のトラブル経験者の中から、より質的なインタビュー調査への協力依頼に応諾した若干の人々に対し、インタビューを実施。

専門機関インタビュー調査: 釜石調査に関連して、専門の機関・団体・専門家を対象に、それらの機関・団体・専門家の活動の実態および相互の連携等に関するインタビュー調査を実施。

(2) 分析方法

以上の調査をふまえ、およびで得られたデータについては統計的な分析を行い、およびで得られたデータについては質的な分析を行った。その際、現代日本社会における法的サービス獲得機会の分布とそれが市民の法使用行動に及ぼす影響をなるべく包括的に描き出すことができるよう、この両者の分析の結果を有機的に結び付けることに留意した。

また、分析の結果は、逐次、本特定領域の共同研究者との共同の議論に付され、さらに、国内外の学会等での報告や論文の形で発表し、それに対する意見や評価を踏まえて、分析をより精密化することが試みられた。

4. 研究成果

(1) 主要な知見

本研究が行った調査はさまざまな貴重な知見を提供しているが、日本社会における法的サービス獲得機会の分布とそれが市民の法使用行動に及ぼす影響を解明するという本研究の目的との関係では、次の点がとくに重要であった。

社会階層的要因について

すでに「1」でふれたが、諸外国の研究では、法的サービス獲得の機会が、職業・学歴・所得・性別等によって異なる形で分布し、とくに収入や教育程度などの影響が大きいことが明らかにされている。

本研究では、日本における状況を確認する

ため、全国調査の回答者で過去5年間に何らかのトラブルを経験したと回答した者を対象に、そのトラブルを解決するために専門機関に相談したかどうかを従属変数とし、性別、年齢、居住形態、教育歴、職業、収入および当該トラブルの種類、深刻さ(係争額)を独立変数とする2項ロジット分析を試みた。その結果、トラブルの種類および深刻さは専門機関への相談の有無に統計的に有意な影響を与えているが、しかし、性別、年齢、居住形態、教育歴、職業、収入については統計的に有意な影響は見られないことが確認された。釜石調査についても同様の結果であった。

地理的・空間的要因について

むしろ、分析の過程で明らかになったのは、相談機関と当事者との地理的・空間的近接性(相談機関が身近にあるかどうか)の影響であった。具体的には、()弁護士に相談したと回答した回答者の比率は、東京・大阪で際立って高く、それ以外の地域では押しなべて低い。このことは、日本では弁護士が東京・大阪に集中している弁護士遍在と深く関係している。()全国調査で、消費生活センターが存在する地域と存在しない地域が混在する「人口20万未満市」について分析すると、調査地域に消費生活センターが存在する地域では、それが存在しない地域と比較して、消費生活センターの利用率が統計的に有意に高いことが確認された。同種の機関であっても、地元が存在する場合により多く利用される傾向が示唆される(釜石調査における消費生活センターの利用率は全国調査の平均よりも際立って高かったが、この現象も同じメカニズムで説明される)。()自治体法律相談の利用率は、都市の規模が大きいほど高くなり、規模が小さくなるほど低くなる一貫した傾向が見られるが、このことは自治体法律相談の窓口の設置の有無および窓口開設の頻度によって説明される、などの点である。

相談機関は地域的に偏在しており、このことが市民の法行動に重要な影響を与えていることが示唆される。

その他

その他の重要な知見として、釜石調査、当事者インタビュー調査および専門機関インタビュー調査の分析から、次の2点が確認された。

第1に、トラブル経験はまったく個人的なできごとというわけではなく、どのようなトラブルに遭遇するかは、その人の社会的属性や地域社会がおかれている状況を反映している。このことは、トラブル経験およびそれに対処する行動の分析と地域の社会構造の探求との接合の可能性(むしろその必要性)を示唆する。

第2に、問題やトラブルを抱えた市民に実効的な助言・援助を与える上で、地域で活動

するさまざまな専門機関相互の連携・役割分担のネットワークがきわめて重要な意味を持つ。かかるネットワークが重要となる理由は、()問題やトラブルを抱えた住民が最初にコンタクトする機関や窓口が、常に、その問題の性質や相談者のニーズに最適の機関とは限らないこと、および、()住民が抱える問題やトラブルは必ずしも常に単純ないし単一論点の問題ではなく、しばしば複雑で多面的であること、の2点に基づく。

(2) 研究の意義、示唆、今後の課題

本研究が行った調査を通じて、日本社会における法的サービス獲得機会の分布とそれが市民の法使用行動に及ぼす影響について、信頼できる経験的なデータが蓄積され、また、その分析を通じて多くの有益な知見が獲得された。「1」に述べた本研究開始当初の状況は、本研究を通じて大きく改善されたといえる。

本研究から得られる重要な示唆は、まず、市民の法使用行動は、相談機関と当事者との地理的・空間的近接性によって重要な影響を受けるというものである。このことは、政策的には、身近に法律専門家や専門の相談機関が少ない地域において、専門家や相談窓口を計画的・意識的に充実させていくことが、重要かつ効果的な施策であることを示しており、今後の総合法律支援制度の整備・拡充の諸施策においても格段の注意が図られるべき点である。

他方、教育歴や収入、職業といった社会階層的要因が市民の法使用行動に及ぼす影響は、全般的には確認されなかった。ただし、だからといって、現在の日本で法的サービス獲得機会が全ての階層の人びとに平等に分布しているとまでは即断できない。この点については、以下のことに注意しておく必要がある。第1に、日本では、そもそもトラブルに遭遇した市民が法的サービスを獲得する機会が一般的に狭く閉ざされているために、社会階層的要因の影響が顕在化しなかった可能性がある。この点は、諸外国の研究結果との方法的に慎重な吟味を伴う比較分析によって一定の回答が得られる可能性があり、今後取り組むべき課題である。第2に、本研究が行った調査の限界である。今回の調査では、調査対象者を住民基本台帳または選挙人名簿から抽出したため、定まった住所を持っていない人びとが系統的に調査対象者から脱落している限界がある。また、実際の回答者の構成をみると、若年層が過少代表されており、さらに、国民生活基礎調査との比較などを通じて、収入(世帯年収)の低い層が過少代表されていることも確認されている。これらの限界を補うためには、近年、諸外国でも試みられつつあるように、ホ

ームレス、外国人、低所得者、さらには事故や犯罪の被害者といった社会的に排除されやすい階層や集団に的を絞った調査を、日本でも試みる必要がある。この点も今後取り組むべき課題である。

今後は、今回の調査データに含まれる豊かな情報をさらに深く分析するとともに(その成果は本特定領域研究全体で刊行予定の研究叢書に掲載される予定である)本研究をふまえた補足的・追加的な調査の可能性も追求したい。

(3) データの公開

なお、本研究で行った調査のうち全国調査および釜石調査のデータは、適当な時期に公開し、広く二次分析の用に供する予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

佐藤岩夫、地域住民のトラブル経験と相談・支援のネットワーク、東大社研・玄田有史・中村尚史編『シリーズ希望学第3巻・希望をつなく』東京大学出版会、1-54頁、2009年6月(近刊)、査読無

佐藤岩夫、回答者の全般的特徴、櫻村志郎編『法使用行動調査基本集計書』特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」法使用行動調査研究グループ発行、23-36頁、2008年12月、査読無

Iwao Sato, Citizens' Access to Legal Advice in Contemporary Japan: Findings from the 2006 National Survey、特定領域研究「民事紛争全国調査」ワーキングペーパー第3集、1-17頁、2008年4月、査読無

佐藤岩夫、地域の法律問題と相談者ネットワーク:岩手県釜石市の調査結果から、(東京大学)社会科学研究所59巻3=4号、109-151頁、2008年3月、査読無

佐藤岩夫、「法」が「希望」と出会うとき:社会的ネットワーク、承認、そしてフィクション、社会科学研究所研究シリーズNo.30、東京大学社会科学研究所、48-55頁、2008年3月、査読無

佐藤岩夫、釜石市民の法律問題経験および相談行動に関する調査の結果の概要、東京大学社会科学研究所ディスカッションペーパーNo.14、1-8頁、2007年3月、査読無

佐藤岩夫、法の社会科学研究における2次分析の意義、佐藤岩夫他編『利用者からみた民事訴訟』日本評論社、307-314頁、2006年2月、査読無

[学会発表](計5件)

佐藤岩夫、地域の法律問題と司法アクセス、2008年度法社会学会、2008年5月10日、神戸大学

佐藤岩夫、地域の法律問題と相談行動(Justice Outside the City in Japan)国際シンポジウム『法化社会における紛争処理と民事司法』、2008年3月1日、明治大学

Iwao Sato, Citizens' Access to Legal Advice in Contemporary Japan: Findings from the 2006 National Survey, Paper presented to the Joint Conference of LSA and RCSL in Berlin, July 24, 2007, Humboldt University (Germany)

佐藤岩夫、「暮らしと法律相談についての全国調査」の結果から、日本法社会学会2007年度学術総会、2007年5月12日、新潟大学

佐藤岩夫、司法過疎地域の法律需要と法テラスの課題:「暮らしと法律相談についての釜石調査」の結果から、日本法社会学会2007年度学術総会、2007年5月12日、新潟大学

[図書](計0件)

[産業財産権]

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

[その他]

ホームページ(本特定領域研究全体)

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~i/ss/tokutei.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 岩夫 (SATO Iwao)

東京大学・社会科学研究所・教授

研究者番号:80154037

(2) 研究分担者

榎 能生 (KURUMISAWA Yoshiki)

早稲田大学・法学部・教授

研究者番号:40139499

(2003年度~2007年度)

(3) 連携研究者

榎 能生 (KURUMISAWA Yoshiki)

早稲田大学・法学部・教授

研究者番号:40139499

(2008年度)

以上